平成19年第3回京丹波町議会臨時会

平成 1 9 年 6 月 2 5 日 (月) 開会 午前 1 1 時 1 0 分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第59号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
- 第 5 発委第 2号 収賄事件調査特別委員会設置に関する決議
- 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

- 1番 西山和樹君
- 2番 室 田 隆一郎 君
- 3番 東 まさ子 君
- 5番 横山 勲君
- 6番 坂 本 美智代 君
- 7番 今 西 孝 司 君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠 中 勉 君
- 10番 山田 均君
- 11番 藤田正夫君
- 12番 山内武夫君
- 13番 篠塚信太郎 君
- 14番 吉田 忍君
- 16番 野口 久 之 君
- 17番 野間和幸君

18番 岡本 勇君

4 欠席議員(0人)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(17人)

町 松原茂樹君 長 副 正君 町 長 上 田 教 本 和之君 育 長 Щ 会計管理者 藤 田 義 幸君 事 田 渕 敬 治君 瑞穂支所長 上 田 進 君 総 務 課 長 谷 俊 明 君 企画情報課長 端 耕 喜 君 田 税務 課長 岩 田 恵 _ 君 住 民 課 長 岩 弘一 崎 君 保健福祉課長 野 間 広 和 君 子育て支援課長 山 田 由美子 君 地域医療課長 下伊豆 かおり 君 土木建築課長 松村 康 弘 君 水 道 課 長 藤田 真 君 教 育 次 長 長谷川 博文君 監査委員 人 見 亮 君

6 出席事務局職員(2人)

議会事務局長伊藤康彦書山内圭司

開議 午前11時10分

○議長(岡本 勇君) 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(岡本 勇君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番議員・山内 武夫君、13 番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長(岡本 勇君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(岡本 勇君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第59号の1件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

6月22日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

本臨時会に山田産業振興課長は入院加療のため欠席する旨の届を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第59号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、議案第59号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与 の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長(松原茂樹君) 本日ここに、平成19年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしま したところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてま ことにありがとうございました。

5月29日、本町の幹部職員が収賄容疑で逮捕起訴されたのに引き続き、要職にある副町 長が逮捕されたことは、町民の皆様の信頼を大きく裏切るものであり、痛恨の極みでありま す。

このような事件が2度も続けて起きたことについて改めて町民の皆様に心より深くお詫び申しあげます。

まことに申し訳ございません。

失われた町政への信頼を取り戻す道はさらに厳しいものと覚悟し、町民の皆様の不安の解消と信頼の回復に全力を挙げて取り組む所存であります。

このたびの臨時会につきましては2度にわたる不祥事の発生に任命権者としての管理監督 責任はもちろんのこと、副町長もその責任を痛感しており、自らを律し、その責任を明らか にするため、給与の減額条例を提案させていただくこととして招集させていただきました。

提案の条例につきましては、既存の給与条例における10%減額後の支給額から、私にあっては50%、副町長にあっては30%の減額を3ヶ月間行う特例条例を設けるものであります。なにとぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

なお、既に報道発表いたしましたとおり、贈賄業者を6月20日から2年間の指名停止措置を行うとともに、同月21日付けで、和知支所長を懲戒免職、前水道課職員2名を停職6ヶ月及び4ヶ月の懲戒処分、22日付けで副町長を解職したところであります。

また上司に当たる職員の管理監督責任として、参事、総務課長を訓告といたしました。

さらには、2度とこのような不祥事が起きないよう速やかな対策を講じるため、内部調査や職員研修、入札制度の見直しをおこないましたが、一過性ではなく、常に公務員倫理を向上させる継続的な取り組みを行うことはいうまでもなく、徹底した原因究明を行い、事件の背景を明らかにするためには内部だけではなく、有識者で構成する外部調査委員会の設置を検討したいと考えております。

また、職務執行上のルールや体制のあり方を見直し、不祥事を事前に防止できる強固な組

織体制の確立に努めていく所存であります。

今日まで努力し、築き上げてきた町民の皆様の行政に対する信頼が著しく失われたことを厳しく受け止め、また、これらの不祥事に動揺し、行政の停滞や住民サービスが低下することのないよう、信頼回復に向けて誠心誠意職務を執行いたしますことを決意し、重ねて町民の皆様を始め関係者各位に多大のご迷惑をおかけしましたことを幾重にもお詫び申しあげ提案理由の説明といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 以上説明のとおりであります。 これより質疑を行います。
- ○議長(岡本 勇君) 2番 室田君
- ○2番(室田隆一郎君) ただいま町長から提案理由の説明を受けたところでございますが、 町長は地方公務員法の適用がされないということで、懲戒処分としての減給処分というのは 行えないし、また自主的な給料の放棄或いは返上ということも公選法に抵触するということ で行えないというのが法的な解釈でございます。ただし給料の減額措置として条例を暫定的 に改正することができるということになっております。

その暫定の期間制限ということを今回3ヶ月ということが提案されておりますが、この最高限度の期間がどれくらいになっているのか。そしてまた、減額50%ということですが、 最高額の減額率はどれくらいになっているのかお伺いします。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 期間、減額率については制限がないものと理解いたしております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思います。

今提案理由を述べていただきました。また、提案されております内容については100分の50、副町長100分の30ということになっておりますが、これを50なり30に決められた根拠が何かあってこの数字にされたのか。

そして今の時期に提案されるということはどういうことなのか。といいますのは先の田井 支所長にあっては起訴もされたということですが、堀副町長にあってはまだ取調べ中という ことで起訴もされていないという時期にこういう提案をされるということはどういうことな のか。本来、副町長というのであれば、一般的に言えば女房役でありナンバー2ということ です。事件が発覚しても本来は「よもや・・・。信頼している。」というのが普通のことと 思います。即刻解任をされたということがあります。そういう点から言いましてもあっては ならんことですが、余罪もあるのではないかということも含めて、いろいろうわさもされて いる中で、現時点の判断というのはどういうことなのかお尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 今回提案をさせていただいております根拠でございますが、これは私の任命権者としての責任の取り方、これは田井和知支所長逮捕のときからずっと考えてわけでございます。これに関わった職員については確認が取れましたけれども、田井については取調べ中であったため、接見ができなかったということで、19日起訴、追起訴されて20日にようやく接見ができ、本人の事実確認について確認が取れたということで処分をいたしたわけでございます。

この時点で本来でしたら第2回定例会最終の21日に追加提案をさせていただくということで、議会運営委員会でその旨お伝えをしていたところでございます。しかしご報告をさせていただきましたように、19日の朝、堀副町長が任意同行を求められているという事実を知りましたので21日の追加提案はしないでその事態を見守ったわけでございます。

結果として逮捕という最悪の事態を迎えたわけですが、わたしの思いとしては、今も山田議員お触れいただきましたように、彼を任命をさせていただいて議会の同意を求めさせていただいたわけでございますが、そこには前和知町長という職歴も、そして今日までの彼の行政手腕も含めて信頼をし、議会に同意を求めさせていただいたわけでございますが、収賄の容疑で逮捕されたその事実をもってその日に解職の決断をいたしました。同時に任命権者としての以前の和知支所長逮捕起訴含め、そしてまたこれから取調べは続いていくわけでございますが、その全容は明らかになっておりませんし、これですべて終わるということも確証は持てないわけでございますが、先ほど申しあげましたように、逮捕という事実をもって今私が任命権者として取れる最大の責任を条例制定させていただき、減給を持って町民の皆さん方にお詫びを申し上げたい。その一念でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 12番 山内君
- ○12番(山内武夫君) 今回一連の事件につきまして、町長のほうから事件の究明やら再発防止に取り組む、そしてまた信頼回復に努めるというようなことで表明をされているところでありますが、現時点では町民に対してはなんら説明がされておらんという実態がございますし、今回の事件によって不審感を与え、また失望を与え、そしてまた町政を混乱させた責任というのは大変重大やと思っておるところでございます。

そういうことからいいまして、今後町民への信頼、説明責任をどのように果たそうとされ ておるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長

○町長(松原茂樹君) 議員ご指摘のように町民の皆さん方の思いは本当に5月29日以来、 そしてまた22日副町長逮捕という事態を受けて、本当に怒り心頭に達しておられるという ふうに思っております。

全体の事件の説明責任は当然していかなければならないわけでございますが、現状としてすべてを私どもが掌握している状況にはありません。一定内部におきます聞き取り調査等は行ってまいりましたし、関わった職員含めての処分もさせていただいたわけですが、なぜこういうことが起きたのか、そしてまたそれをいかに防止していくか、この辺の部分いついては当然のことながら町民の皆さん方に、そしてまた町外の皆さん方にも説明していかなければならないというふうに思っております。

議会の皆さん方にも調査は徹底的にやるということも申しあげさせてきました。

22日5時半過ぎに府の小石原副知事、山田知事に電話でございましたけれども、今回の件につきまして概略報告をさせていただき、また、ご迷惑をおかけした段、お詫びを申しあげました。そのとき知事からも「この事態を究明し、説明をする責任が京丹波町にはあります。」ということでいろいろご指導をいただきました。

そうした中で先ほども提案理由の説明の中に含めさせていただきましたけれども、できるだけ早い時期に外部の有識者によります外部調査委員会を設置していきたいというふうに思っております。本日夕刻、上田副町長が府庁に出向きまして、この外部調査委員会についての京都府からのご指導をいただきたいというふうに打ち合わせをし、向かう予定をいたしております。そうしたことはしっかり固まり次第、また、臨時議会で設置に関する条例、或いはまた予算に関しての提案をさせていただいて、外部調査委員会を立ち上げていきたいというふうに考えているところでございます。

当然明日から町政懇談会を予定させていただいておりますし、限られた部分になろうかと 思いますが、町民の皆さん方へのお詫びと現状の報告はさせていただきたいと思います。ま た、今後の取り組みにつきましても説明をさせていただきながら理解を求めてまいりたいと 考えているところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 7番 今西君
- ○7番(今西孝司君) 田井元支所長が逮捕されたときには2名の関連者も出たということでありまして、今度堀副町長が逮捕されたことに24日京都新聞紙上では、祇園においてゼネコンも同席をして接待を受けたということが報じられておりましたけれども、この堀副町長の逮捕に絡んで、ほかのものがそこに参加していたとか何とかということはなかったのか。これは今後いろいろ解明されなければならない問題が残されておるということにもなると思い

ます。

それと関連してですが、ゼネコンからは何らかの金銭の授受はなかったのか。またその接待はゼネコンの担当者はその席に同席していただけで、ゼネコンの関与はなかったのかということもこれから解明されていかなければならない問題というふうに思います。

それと以前説明を受けました数社からの接待があったという、これは田井支所長のほうに 関連してですが、名古屋のほうで接待を受けておったということもありますけれども、ここ ら辺の解明というものは検察に任せておいてそれでそこで済ませられるのか、やはり発注者 としてそれらの業者に真相を問い質していくことも必要でないかと思うわけです。

このようにまだまだ、町長が自分のみを処する以前に行政としてやらなければならないことがいろいろと残されていると思います。そうした中で何も急いでどうしても自分の身を処しておく必要が本当にあるのか、先に延ばしたからといって町民からそれほど大きな攻撃を受けることになるのか。それよりも今きちっとやるべきことをやって、その結果自分の責任を感じられて町長が自らを処するということは悪いことではなく、当然のことと考えるのですが、そこのところはどのようにお考えになっているのかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長

○町長(松原茂樹君) 22日の副町長逮捕の全容につきましては、私どもが今聞いております範囲は収賄容疑で逮捕した。それに伴っての家宅捜索を本庁並びに水道課、和知支所に入るとこれだけが私どもに伝えられた内容でございます。それ以外のことについては一切聞かされておりませんし、私どもが知っているのは皆さんと同様、報道によるものでございます。いわゆる今も議員ご指摘の副町長逮捕によりまして、そこに職員が関わっているのかいないのか、或いは他のゼネコンが関わっているのかいないのか。そこからも宇野容疑者以外からも収賄を受けているのかいないのか、この辺につきましてはまったく現状では私どもが知る範囲ではないということでございます。

そうした中でなぜ自分の処分を急ぐのかということでございますが、任命権者として、あってはならない事態が、現実逮捕という事実で明らかになりました。このことは議会の皆様はもちろんでございましょうけれども、町民の皆様方も任命権者としての町長の姿勢も声として上がってはおりませんけれども、たぶん私の思いとしては18000人の皆さんが、同様、町長はどう思っているかということを聞かれているというふうに思っております。

そうした中で現時点わかっておりますこの事実に基づいて任命権者としての責任を明確に しておきたい。上限はないわけですが、私の判断、そして副町長の自らの判断で今上程をさ せていただいております内容で議会の議決をお願いいたしておるところでございます。

自分の処分以外にまだやるべきことがあるのではないかというお尋ねでございます。当然、そのことはそのことで遅滞なくやらなければならないと思っておりますし、今日まで進めてまいりました内部での調査、そして職員の研修、それぞれの思いも聞き取りをいたしました。しかし、私の思いではそこにはおのずと限界があるということも現実感じております。そうした中で、先ほど申しあげましたように外部の有識者による外部調査委員会を立ち上げ、今議員がお尋ねになりましたことも含めて事実関係を検証し、そしてまた再発防止に向けた取り組みも含め、そしてまた今行われております行政事務全般にわたっての検証もいただき、そのことを通じて行政改革もできるという思いで一日も早くそうした今私ができる範囲の中で事件の徹底究明、そして再発防止に取り組んでいく覚悟でございます。そしてその過程を町民の皆様方にお知らせをしながら、説明責任を果たしていきたい。これが今の私の心境でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 3番 東君
- ○3番(東まさ子君) 今日の提案説明の裏面真ん中あたりに「業務の執行上のルールや体制のあり方を見直し、不祥事を未然に防止できる・・・」ということになっておりますが、これまでの町からの報告の中で、今回の事件の場所にもなったわけですが、工場検査とか、集中管理システムの検査とか、そういう検査に市内に行かれ、そのことが接待に繋がっているということがあるのですが、こういう検査については会社のほうへ行って検査をする、2名か3名行って確認するということになっているのか。そのことについてはどうでしょうか。私たちの暮しからいえば、今回も住民税がほんとに上がったり大変な状況の中で、負担が増えて大変な暮しを強いられている中で、また、町としても交付税が減らされて大変な中で、こういうことによって落札率が上のほうにとどまってということになり、それがまた、賄賂のためのお金に繋がっているということにもなりますので、ほんとに住民からしたら許せないことになっております。それでこういういろんな検査とか、こういう事件に繋がりやすいこういうところの改革というのも必要ではないかと思いますがどうでしょうか。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 議員ご指摘にように、いろいろ今日までとってきた中で、なかなかそれを担当した職員の苦悩も先ほど申しあげましたいろんな聞き取りをする中で、難しさがあるというふうに私は受け止めております。

そうした中で、設計をし、入札をし、監督をし、検査をする。このことがずっと同一の人物が最後までやっていくところに非常に難しさがあるのではないかというふうに思っており

ます。そうしたことでここは切り離して、これから組織として見直していく必要があるのではないかと思っております。既にそのことについても指示をいたしました。今内部で契約、或いは検査そうした部門をできれば別の組織として設けて取り組んでいくことがこうした事象を未然に防ぐことに繋がるのではないかというふうに考えているところでございます。

検査関係につきましては上田副町長のほうから答弁をいたさせます。

- ○議長(岡本 勇君) 上田副町長
- ○副町長(上田 正君) ただいまご質問の工場検査の関係でございますが、特に工場で製作をいたします橋梁の橋げたでありますとか、或いは今回のような電気形相設備等現場で検査をすることが不可能な部分につきまして、工場に出向いて検査をし、基準規格に適合しているか、この合否を判断するために行っていることでございまして、こうしたことにつきましては必要不可欠でございまして、この検査を廃止するとか、或いは取りやめるということはできない実態でございますので、今後におきましてもそうしたことの必要性を考えまして実施をしたいというところでございます。その方法につきましては今後とも検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番(山田 均君) 改めて町長にもう一度お尋ねしておきたいと思います。

本来こういう事件が起きますと、一定の全容の解明が進んでいった段階で責任者としての責任を明らかにするというのが基本的な考え方ではないかと思いますが、そこにこそ町長の姿勢がとられているのではないかと思います。今回の一連の事件について、町長としては京丹波町、これまでの報告では340件新しい町として入札してきているわけですが、それが本当にどうであったかということの検証もすべきことと思います。指名業者、予定価格、落札、金額どうであったのか、そういう検証もしながら、どこに原因があったかということ。そして町民に全容を報告して、その中で責任というのをはっきりすべきと、私はその時期がいつかという問題がありますが、そういう中ではっきりすべきでないかと思います。

今回、提案されております町長の姿勢が問われるのだということで、今後新たな問題が出てきたときどうするのか、新たにまた町長はカットを増やしていくのか、こういうことになる。これは責任者、一番トップの立場としてはそうではないとわたしは思います。その辺の考え方を伺っておきたい。

もう1点は、堀副町長の問題もありますが、田井前支所長の逮捕、我々議会も18年6月に議決をした責任も持っております。それが今回の贈収賄のひとつの起点になっているわけですから、町長がこういう形で自分の処分を出されると、議決をした議会に対しても町民か

らいえば責任を問われることになります。本来こういうものを提案される場合はもっと議会とも十分協議をして、双方責任を持っておるわけですから、そういうタイミングの問題もあろうと思います。その辺元議員でもあったわけですし、議長もされた立場ですからその点についても見解を伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 今回の相次ぐ不祥事の発覚について、すべて解明してから長としての処分をすべきでないかというご意見でございますし、まだそのことが解明されてない時点で早々と自分の処分を決めるのはいかがなものか、或いはこれから三度ということが起きた場合どうするのかというお尋ねでございます。

全容解明につきましては今捜査当局で進められているところでございますし、一方でこれから司法によります部分も進んでいくわけでございますので、その点ではそれぞれはっきりしていくものだと思っております。

それとは別に、今議員もご指摘になりましたようにこれ以外の部分、いわゆる京丹波町として発注をしてまいりましたすべての公共工事、こういうものがどうであったかということについても、やっぱり明確に町民の皆さん方にしかるべく報告をしなければならないと思っております。先ほど申しあげました外部調査委員会にそのことも含めてお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

今後他のものが出た場合にどうするのかということでございますが、先ほども申しあげておりますように、そういうことがないとは今私も確証をもっているわけでもありません。出るかもしれません。しかしこうして度重なる事態を受けて最大の自分に対する処分を町民の皆さん方に明確にしたいという思いでございますので、次仮に職員がということが起きましてもこれ以上のことを議会に申し入れるつもりはございません。

こういう提案をするまでにもう少し議会と相談をすべきではないかということでございます。今日までそれぞれの時点で非公式の場ということになるかもしれませんが、議会運営委員会等でわかり得る範囲を説明させてこさせていただいたわけでございますが、提案をするそのことについてどうであったかということでありますが、これは先ほどから再三申しあげておりますように、任命権者として私の身の処し方、処分のあり方について自らで決断をさせていただいてこの時期ということで今日臨時会をお願い申しあげ、提案をさせていただいたということでございまして、このことについては私も今とり得る最大のものを提示をさせていただいて、また議会の皆さん方もこれを受けてそれぞれのご判断をいただければありがたいというふうに思っております。事件の内容から事前にこういう処分のあり方はどうでし

ょうかという尋ね方は適当でないと判断をさせていただきました。

- ○議長(岡本 勇君) 12番 山内君
- ○12番(山内武夫君) 今も町長のほうから答弁があったのですが、重複する点があると思いますが、新聞報道に載っておりますように、堀副町長の事件につきましてはまだ余罪もあるようにも聞いておりますし、またほかにも波及するというような可能性もあるというようなことで、今も町長もそういうようなこともにおわされておられましたけれども、そういう捜査の段階で、そこらへんが町長と私の見解の違いになるのですが、この時点で自分自身を処分するということですが、そういう責任の取り方というのが私はどうかなというふうに1点思っております。

あと今、町民が何を求めているのかということになりますと、町長の提案にも書いてありますとおり、真相究明ということがまずは第1であろうと思っておりますし、それに基づいて再発防止に向けた取り組みというのも町のほうで今後そういう組織を立ち上げてということも聞いておりますが、そういう取り組みも大事ですし、また、組織も立て直していっていただかなくてはならないというようなこともあります。また、一方では職員が不信といいますか、動揺もしているというような状況の中で、一丸となって職務に精励する、そういうような体制づくりというのを町長自身が取り組まなければならない最大の責務というふうに考えておるところでございます。そういうような状況の中で、くどい話になりますが、現時点においてこのような議案が出されるということにつきましては、今の情勢から考えて私は適当でないのではと考えておりますが、町長の見解をお聞かせ願います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 今議員ご指摘のとおり、今提案させていただいておりますことによって真相究明でございますとか、或いは組織の立て直しでございますとか、そうしたものを遅滞させていくという考えはもうとうございませんし、先ほどから幾度も申しあげさせていただいておりますように、そのことはそのこととしてきっちりやっていくべきだという認識には議員と何ら変わりはないわけでございます。

全容がはっきりしてから処分に踏み切ればよいのではということですが、くどく申し上げて恐縮でございますけれども、合併直後助役として任命をさせていただきましたその任命権者としての責任を今痛感いたしておりまして、現時点で自らに問いかけ、その至らなさに恥じ入り、こうした条例を提案させていただいておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番(山田 均君) 自らの処分を全容明らかになってからということは言っていないわけ

です。一定の真相究明の時点でと私は思うのです。議会に事前に相談することそれはないと思います。私はそういうふうに申しあげたわけではなく、町長が自分の責任をこういう形で出されるということは議会にもかかってくると、議会もその責任が問われるのだということを申しあげたのです。議会はどうするのだということが問われてきますので、そういう関係でそういう相談をすべきだということを私は申しあげただけで、それは町長自らが判断をされて提案されているので、それはどうこういうことではありませんが、そういうことがひとつだということを申しあげておきたい。

外部委員会を設けてやるのだということですが、それを否定するものではありませんが、しかしすべてそこに任せてしまうということは結局は自分たちが自助能力を発揮して解決していくのだという立場に立たないと、結局同じようなことが起こってくるというように思います。やはり一番大事なのは町づくりにおいて町長を先頭に3役がしっかり団結して力を合わせて町づくりの方向を取り組んでいくということがはっきりしておればこういうことが起きない。結局そこが不十分であったのであり、そこに町長の姿勢も問われるのであるとわたしは思います。そういう立場で取り組んでいかなければ、これからいろんな間に対してはこういう外部委員会をつくってそこに任しますということになっては、ほんまに町民の信頼回復するということにはならない。やはり自らが真相究明の立場に立って自助能力を発揮してやっていくとことを崩したのではあかんということをはっきりさせておかなくてはなりません。そういう中で自分の処分というものも明らかにしていかなければ、処分ありきでは私はほんまに住民に信頼を回復できないのではないか。単なる自分の立場を町民にこれくらい私も責任を感じているのだというあらわし方だけになってしまうのではないかと逆にそういうように思います。それは適当ではないのではないかという点もふまえて、もう一度伺っておきたい。

町民の声というのは非常に厳しいです。実際合併して旧町の時代と違って直接住民の方から議員に働きかけたり、叱咤激励を受けるということは少なくなってきております。しかしこちら側から聞いていくと厳しい意見もあります。適当かどうかわかりませんが、旧瑞穂では6月議会の放映をしております。そこに解職をされた副町長が出てくるわけでございますけれどもそれを見てテレビを切れという人もおられます。そういうものについても下に文字を流す等の配慮も必要でないかと思います。そういうように町民は厳しい姿勢でおるということと、ただ単なる事件の解明、要因、原因、二度と起こらないそこをしっかりやらなければ信頼回復にならない。新聞報道もされました。「税金納めへん」というのもありましたが、私も直接こういう6月に住民税が2倍3倍きているのに、片方でこんなこと、以前の問題と

は言え、昨年の問題とは言え業者に接待を受け、金をもらっていた等、本当今厳しい苦しい 状況の中での批判が強いということですので、そういう点での内容をしっかり明らかにして いく、真相解明をはかるということが、町長の姿勢、そしてどういう体制でやるのかという こと、これまでの不十分な点をはっきりさせて、新たな取り組みをしていかなければ町長の 最終的な行政責任が問われているのだと、そこが最後の責任ですのでその点を申しあげ改め てお尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 自らが解明していく姿勢は仰せのとおりしっかり持っていかなくては ならないと思いますし、そのことを揺るぐべきことは毛頭ございません。外部委員会を立ち 上げようといたしておりますのは、内部ではどうしても入りきれない部分、そしてまた専門 的知識がないと解明ができない部分、先ほど申しあげましたようにこれで普通の、また、他 の自治体と比べても遜色はないものなのかこの辺も含めて外部調査委員会にお願いしたい。 内部でできるものにつきましては当然内部で真相究明についても改めて職員一人ひとりに問 いかけをし、文書を持って提出を求めておるところでございますし、またそれに基づいて研 修も深めてまいりたいと思いますし、資質の向上を図ることはもちろんでございますし、自 らが再発防止に何をすべきなのかということについても当然のことながら今後一過性のもの にならないよう定期的にそうしたことも積み重ねながら、今回起きましたことを重くそれぞ れ一人ひとりの職員が受け止めて、自らの課題として公務員として襟を正し、自覚を持って 職務に当たってもらうために今後もあらゆる機会を捉えて進めていきたいというふうに思っ ております。先ほどから申しあげておりますように町民の皆さん方の思いは察するに余りあ るものがあるわけでございますが、あらゆる機会を捉えてわかり得たものにつきましては情 報公開をしながら、そしてこれからの取り組みにつきましても逐次ご報告を申しあげながら 理解を深めていただく中で、失った信頼回復に全力で取り組んでまいりたいというふうに思 っておるところでございますのでご理解を賜りたいと存じます。
- 〇議長(岡本 勇君) 質疑の途中ではありますが暫時休憩と致します。 再開は 1 時 3 0 分 からといたしますのでよろしくお願いいたします。 1 0 番 山田君
- ○10番(山田 均君) 議会運営上それは違うと思います。 質疑の途中で休憩はできないと思います。この議案は終結をして次の休憩を取らなければ そういうことは議会運営上、認められていないと思いますが、どうでしょうか。
- ○議長(岡本 勇君) ただいまの暫時休憩を取り消します。

引き続き質疑を行います。

- ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君
- ○1番(西山和樹君) さっきからそれぞれ各議員さんから質問がありまして、ほとんどの場合 の質問では時期が尚早ではないかという質問でございますし、実は私もそのとおりだと考え ております。

つきましては今から自分の思うことについて述べたいし、聞きたいと思いますので、ダブ らないもののみのご返答で結構でございます。

まず減額処分の趣旨というのは一応は理解できたのですが、収賄事件でその結論が未だまったく出ていない現在にこういう処分をされる、いわゆる自分を律するという言葉で減額処分をされるということはどう考えても時期尚早の以外の何ものでもなかろうというふうに思います。明日がないというわけでもございませんので、もっともっと事件の真相にいたるまで解明をされた後ででも決して遅くはないのではないか。むしろ私は7月から9月までということで自分で提案しておられますし、別に期間が多いとか、短いとかという問題ではなく、むしろ私はそれをやるべきかやらざるべきかというのが、それ以前に問うていただきたかったなと思います。ちょうど9月の末までということで提案されておられますけれども、それまでに判決が出るかでないかわからない。私ははじめから申しあげているのですが、こういうのはちゃんと結論が出て、それに対して熟慮をされたうえで身の処し方を考えるのが最も正当な方法であろうというふうに思っております。

説明責任というのは、その後であるとか、先であるとかは関係ないと、さっきからの町長の答弁にございましたけれども後先の問題ではなく、自分の処し方、問題の処し方、処分の処し方についてあとでやるということのほうが、私はむしろ説得力があるのではないかというふうに思います。この前も申しあげましたけれども任命をされたという責任は確かにございますけれども、同意をした我々にも決して無責任では済ませない問題もありますし、また、無過失責任といわれる部分での責任の取り方でありますので、これについてはいろんなとり方もあろうと思いますし、町民に対する説明も別に決して逃げではなくて、正面から堂々と立ち向かった形でやっていただきたい。これについては経過を全部終わった段階で一部始終、極端な話が供述調書一枚残らず調査された上で、それをこうこうして何時何分にどうやったというところまで説明をされるのが私は本当の責任であろうというふうに思います。安易という言葉は語弊があろうと思いますけれども、私の給料これで減額したということで、仮に町長が自己責任をその一部でも履行したというふうに思われているとすればこれは安易な解決策でしかないというふうにわたしは思います。

さっきの話では、これは第1次的な処分なのかと思っておりましたら、一応これで余罪が 出ようと仮に新しい逮捕者が出てもそれに対する一応自分の責任は果たしたのだということ にされるように私は受け止めましたが、それで違えばまた後で説明いただきたいと思います。 事実の一部だけをとらまえて、すべてを判断するような引責のしかたというのは異常だとい うふうに私は考えます。

町政執行の最高責任者であります立場からも重大な結論を必要とするときにはやはりいろんな形もあろうと思いますが、先ほどから出ております有識者といわれる方とか、部外者を含めた有識者、ブレーン、これは地位の高い人、低い人限らないと思いますし、そういう方何名ぐらいにご相談なさった上で結論を出されたのか最後にそれだけを聞いて私の質問といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 先ほどから処分のあり方等については考え方には差異があろうと思いますし、受け止め方につきましても違いはあろうと思います。先ほどから私が申しあげておりますのは本当にあってはならない事態を招いた。これは単なる出来心とか、ついやってしまった、つい誘いに乗ってしまったというような、こういう次元の問題ではないというふうに思っております。当然それぞれの地位についていたものが、そのこととどう対峙しながら自らを律してそこに踏み込まない、そうした倫理が当然働いて当然しかるべきものであったというふうに思っております。

その中身についてはこれから明らかになろうかと思いますが、私はそのことを決して自分の処分することによってうやむやにしようとも、また真相究明を控えようとも思っておりません。自らが本当に町民の皆様方に対して任命権者として自らの責任で彼を議会の皆さんに同意を求めたその時点で自分の洞察力はどうであったのかということも含めて、自戒の念にたって今一番わかりやすく町民の皆さん方に私の気持ちを表現をさせていただきたいと思っているところでございます。早い遅いというそういう次元で提案させていただいているのではないということだけご理解いただきたいと思っております。

それから外部委員会等をどういう方々と相談をして決められたのかということでございますが、先ほど申しあげましたように知事からもご指摘をいただきましたし、顧問弁護士にも相談をさせていただきました。また、南丹広域振興局副局長にもそうした旨、お伝えをしながら、今後京都府の指導を仰ぎながらできるだけ早くスタートをしていきたいという意向もお伝えさせていただいたところでございますし、繰り返して恐縮でございますが、本日夕刻上田副町長が府庁に赴いて、さらに突っ込んだ内容を詰めてくる予定にいたしておるところ

でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

はじめに原案反対者、次に原案賛成者の順に許可いたします。

2番 室田君

○2番(室田隆一郎君) それではただいま上程をされました議案第59号に反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、今回の不祥事によりまして今回のような条例案が提案されますことは誠に残念とし か言いようがないわけでございます。

本来、地方自治法161条で助役、今は副町長と申しますけれども、定数は1人と定められておりますが、条例でこれをおかないということもできるし、逆にこれを増加することもできるということであります。

さらに地方自治法第162条におきましては助役は普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するとあり、合併時助役の二人制が提案をされました。そして会期延長という異例の事態の中で、二人制を議会が承認をいたしました。だから結果的に提案権は長ありましても実質的な任命権、決定権は議会にもあるわけであります。

今回の事件におきまして、長の責任の所在を明らかにするために特別職の給与の特例に関する条例案がただいま提出をされましたが、今回の不祥事の管理監督責任は直接議会にないかもわかりませんけれども、職員の件は差し置きまして、副町長の件につきましては議会の選任責任は問われてしかるべきであり、一方的に長のみに負わせることは住民からも強い指弾があろうかと思います。

2点目は町長が責任対応云々される時期の問題であります。先ほどもいろいろと質問がございましたけれども、副町長が逮捕されてまだ3日あまり、今後どのような事態に発展するか予想もつかない時期に、責任の結論を出すことはあまりにも時期尚早であります。今後事件の概要、決着がついた時点で、議会の責任も含めて考えられても決して遅くはないものと考えられます。

本日の臨時会で議会の収賄事件調査特別委員会の設置が提案される予定でありますが、今 後特別委員会の意見も十分踏まえられて対処されることが最善の道と考えます。

以上、本議案の反対の立場で討論とさせていただきます。

- ○議長(岡本 勇君) 14番 吉田君
- ○14番(吉田 忍君) それではただいま上程されております議案第59号、京丹波町特別職

の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

今回の収賄事件は旧和知町の時代の事件、特に18年度事業に関わる事件は町民の信頼を著しく裏切ったことは誠に許しがたいことでございます。一日も早く、町民の町政に対する信頼回復と人間不信の解消、停滞する町政の推進、職員の士気の低下の回復を図ることが今求められております。それには事件の真相究明と再発防止策、さらには公務員倫理の再構築が今最も大切であります。事件が発生すれば時機を得た措置を講じていく、このことが町政の信頼回復に繋がると信じ、業者の指名停止と、職員の懲戒免職、副町長の解雇されたことは、他町村の懲戒処分事例を見る限り、より厳しい判断を下していると思います。このことは公務員分限処分事例が住民感情とずれているとの認識の上にたち、判断されたと考えます。日替わりに新しい事実が判明し、ことの重大性を感じるが、よりスピーディー或いはより的確に判断することがまさに今求められている。そう考えます。

今回の条例改正は時期尚早ではないかとの不安もありますが、自らの手で真相究明、再発防止策、公務員倫理の再構築に取り組み、町政の信頼回復、士気の向上、町政停滞の回復への決意をこめたものであると思います。さらに分限処分同様に、自らも例のない厳しい処分を課すことで、今自らの政治姿勢を明らかにするものであり、よって今回上程されている条例の制定について賛成討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 7番 今西君
- ○7番(今西孝司君) 私は議案第59号 京丹波町議会特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてに反対の立場から討論を行います。

今回の町長及び副町長の給与の減額、そのものに反対するものではありません。むしろ今回の不祥事を受け、町行政のトップにいるものとして、自らの任命責任、管理監督責任を明らかにし、自らを処分することは至極当然のことでもありましょう。しかし、田井前和知支所長、2名の職員は別といたしましても、堀前副町長は今月21日逮捕されたばかりであり、当初認めた200万円の収賄のほかにも24日付けの「京都新聞」紙上にも発表されているとおり、ゼネコン側も同席して、祇園で複数回接待を受けた模様であるということであります。

このようにまだ事実が明らかになっていない時点で、早々と自分の責任を認め、自分を処分するのは時期尚早といわざるを得ません。このように処分を決める以前に、行政として行わなければならないことがもっともっとたくさんあるはずです。例えば接待に同席をしていたとされるゼネコン側に対しても、祗園で接待攻勢をかけたのは当時の町長であった堀前副町長だけであったのか。またその接待は河野建設が主体となって行ったものであって、ゼネコンは一切関知していないものか。また、職員を接待したという業者も数社あったと説明あ

りましたが、これらの企業から現金の授受はなかったのかなど、捜査権限はないにしろ、工事を受注した側の立場から問い質すべきであると思います。

また議会としても特別委員会を立ち上げ、真実の究明、今後このようなことが起こらないための方策を探っていこうとし始めたところであり、この議案に賛成できるものではありません。明日からの町政懇談会の場で町民にお詫びをする場合、自分の身をこのように処したという言い訳づくりを考えているとするなら、それは大きな間違いであるといわざるを得ません。事件が解決をし、すべてが明らかになった時点で自分も自分としての責任を取ると正直に話しかけるべきであると思います。そうしないとこれから先次々と余罪が発覚しないと言い切れることもできませんし、他に飛び火をしないとも言い切れません。そのときどうするというのですか。「私は既に責任を取っているのでそれ以外のことは関知しない」といって逃げるのか、はたまた責任のさいかけを行い上乗せ処分を行うのか。そんなことをすすればますます町民の信頼を失うことになります。ここは思いとどまり、処分は検察がこれですべての事件の捜査を決着し、これ以上の問題は発覚しないとした時点まで待つべきであるという立場から私は今回上程された議案に強く反対するものであります。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 8番 小田君
- ○8番(小田耕治君) ただいま上程されております議案第59号 京丹波町議会特別職の職員 で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の提案は前堀副町長並びに職員の不祥事に関し、管理監督の責任を明確にするため、町長の給与を7月1日から9月30日まで100分の50に、副町長の給与を同じく100分の30に減ずる内容の条例制定であります。

合併して1年半が過ぎ、合併後の町づくりの具体的な計画を定め、厳しい財政状況の中、財政再建を図りながら均衡ある町づくりを進めていこうとした中発覚したこの事件は、まさに住民の信頼を裏切るものであり、これからの町づくりにはかりしれない影響を及ぼすものであります。特に前副町長にあっては、旧和知町時代に町長という立場にありながら、業者との癒着により不正を働いたとして逮捕されるような状況にありながら、合併後も平然と京丹波町の助役として、また副町長としてその席を汚し、さらには職員の逮捕後も定例会に出席するなど、町民を欺く行為を繰り返しています。同じ和知町に住み、議員として行政運営にかかわってきた一人として、また地域に住み住民として、なんとも言いがたい気持ちでいっぱいであります。また、その責任を感じております。

今回提案になっている特別職の減給の内容は管理監督責任者として、任命権者としての処分としては非常に重いものと判断しますが、事件の解明や再発防止、住民の信頼回復、とど

めてはならない行政運営を最重要と判断し、町長自らがこの決断を下されたものと判断します。

現時点でこの事件の全容は明らかになっていませんが、不安でいっぱいの住民の思いを組んで引き続き内部での調査、再発防止と住民の信頼回復、とどめてはならない行政運営、均衡ある町づくりに全力を尽くしていただくことを期待するとともに、議会としても特別委員会などを設置し、再発防止策、信頼回復について調査検討をし、議会としての責任を果たしていかなければならないと思っております。このことを申し添えて賛成討論とします。

- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番(山田 均君) ただいま上程になっております議案第59号 京丹波町議会特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回発生をしました副町長と幹部職員の収賄事件は町民に大きな衝撃を与えました。幹部職員は京丹波町として発足後8ヶ月の入札の便宜を図り、金銭の授受を始め度重なる接待を受けていたこと、さらには部下である職員との同席も明らかになっています。公務員としてのあるまじき行為であり、町民の信頼を大きく損なうものであります。

さらに6月21日の堀副町長は先の幹部職員の逮捕や、業者との接待について職員への聞き取りを始め、業者との癒着がなかったかと質す立場で職員にも面接を行っておりました。 堀副町長の事件は旧和知町のときとはいえ、業者との癒着は明らかであります。今回の事件を契機に2度とこのような事件を起こさないために、町執行部が事件の真相解明に最優先で取り組むことだと思います。

提案されている町長、副町長の引き下げ率が軽いとか重たいとかいうよりも、今の時期に 提案すること事態に反対するものであります。

討論では例のない厳しい処分が提案されているといわれますが、全国では今の財政危機の中で、30%、40%の給料を削減しているそういう町長・市長もあるわけであります。何よりも今町長が全戸に謝罪の放送も含め表明されているように、事件の真相解明、信頼回復に全力を挙げるべきときだと思います。

今、住民の不審は本当に大きく広がっております。今本当に町長の姿勢が問われています。 町長はじめ3役が町づくりの方向をしっかり意思統一して、取り組んでおればこんな問題や 事件は起きないはずであります。今計画されております6月26日からの町政懇談会への報 告とするためとしか、今の時期の提案は考えられません。まさに幕引きであり、外部委員会 に委託することがそういう方向をほんとに示す要素も含んでいると思います。これでは町民 はまったくかやの外におかれております。

また、町長、副町長の給料引き下げが実行されれば、議会としても和知の塩谷ポンプ場契約議決の責任も問われ、議会としてのその対応も問われることになります。もっと議会との協議もしながら今回の事件の真相解明にとるべきこと、そうしたなかで責任者としての処分を決めるべきこと、その点を指摘して反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) ほかに討論はありませんか。

討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号 京丹波町議会特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者 挙手)

- ○議長(岡本 勇君) 挙手少数であります。 よって、議案第59号は否決されました。
- ○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

再開は1時30分からといたします。

休憩 午後12時40分 再開 午後 1時32分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田会計管理者並びに人見監査委員から本臨時会午後の会議は他の公務のため、欠席する 旨の届を受理しております。

《日程第5 発委第2号 収賄事件調査特別委員会設置に関する決議》

○議長(岡本 勇君) 日程第5 発委第2号 収賄事件調査特別委員会設置に関する決議を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田議会運営委員長

○議会運営委員会委員長(吉田 忍君) 朗読いたします。

発委第2号

平成19年6月25日

京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 議会運営委員会委員長 吉田 忍

収賄事件調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

収賄事件調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり収賄事件調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 収賄事件調查特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法110条及び京丹波町委員会条例第6条
- 3 目的 ①事件の解明に向けた調査について
 - ②再発防止策について
 - ③信頼回復について
- 4 委員の定数 15人(議長をのぞく全議員)
- 5 検査権限 京丹波町議会は収賄事件に関する事務検査を行うため、地方自治法第 98条第1項の権限を収賄事件調査特別委員会に委任する。
- 6 期限 調査及び検査が終了するまで

以上です。

○議長(岡本 勇君) 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑を終結いたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を行います。

10番 山田君

○10番(山田 均君) ただいま提案になっております特別委員会設置について賛成の立場から討論を行います。

今回発生しました副町長と幹部職員の収賄事件は町民に大きな衝撃を与えました。

金銭の授受を始め、度重なる接待を受けていたこと、公務員としてのあるまじき行為で町 民の信頼を大きく損なうものであります。

また、先の幹部職員の逮捕や業者との接待について、職員の聞き取りを堀副町長が行って いた。そういうことを考えてみましても本当に重大な問題も含んでおります。

堀副町長の事件は旧和知町のときの事件とはいえ、業者との癒着は明らかでありまして、 ほんとにこのような事件を2度と生まないようなそういう取り組みが求められておりますし、 町執行部の真相究明は当然でありますが、議会もその責任は大きく問われております。

新町での入札の実態や指名のあり方など検証するとともに、旧町でのあり方も検証し、議会の立場で真相究明に取り組む責任と義務があります。こうした調査を行うために地方自治法98条第1項に定められた権限を特別委員会に付与することで、この取り組むを強めていただきたいし、明らかにして取り組んでいくべきと思います。

よって、特別委員会の設置に賛成することを申しあげて、賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) ほかに討論はありませんか。 討論を終結いたします。

○議長(岡本 勇君) これより発委第2号を採決いたします。

発委第2号 収賄事件調査特別委員会設置に関する決議、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。 よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分 再開 午後 2時00分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、収賄事件調査特別委員会が開催され、正副委員長が選任されましたので報告いた します。

委員長は 山田 均 議員

副委員長は 野口 久之 議員、2名制にしまして小田 耕治 議員

委員長 山田議員、副委員長野口、小田議員両名でございます。

以上のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(岡本 勇君) 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終 了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第3回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会 いたします。

午後2時01分 閉会